

技能検定員審査等に関する規程

(平成14年4月5日島根県公安委員会規程第4号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定による公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(審査員)

第2条 審査を行うため、審査員を置く。

2 審査員は、交通部運転免許課長が指定した者をもって充てる。

(審査の公示)

第3条 規則第2条及び第10条第2項の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(審査の場所)

第4条 審査は、交通部運転免許課の施設及び道路において行うものとする。

(審査の方法)

第5条 審査は、規則第4条及び第12条に定めるもののほか、別表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

附 則

1 この公安委員会規程は、制定の日から施行する。

2 指定自動車教習所の技能検定員及び教習指導員並びに運転習熟指導員の審査に関する内規(平成6年島根県公安委員会内規第4号)は、廃止する。

附 則(平成14年5月21日島根県公安委員会規程第7号)

この公安委員会規程は、制定の日から施行する。

別表（第5条関係）

1 技能検定員審査基準

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	場内コース及び路上コースにおいて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	減点項目を設定した審査コースを審査員が運転し、被審査者に採点させることにより観察力及び採点技能について審査する。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	択一式、補完式及び正誤式にあっては40問又は50問で50分、論文式にあってはおおむね50分の範囲で回答できる程度の内容とする。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験にあってはおおむね20分、論文式にあってはおおむね50分の範囲で回答できる程度の内容とする。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

2 教習指導員審査基準

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	場内コース及び路上コースにおいて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	おおむね20分の範囲で回答できる程度の内容とする。
	学科教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	択一式、補完式及び正誤式にあっては40問又は50問で50分、論文式にあってはおおむね50分の範囲で回答できる程度の内容とする。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験にあってはおおむね20分、論文式にあってはおおむね50分の範囲で回答できる程度の内容とする。